

平成23年10月11日に息子が亡くなり、その翌年の平成24年2月24日に大津地裁に提訴をいたしました。

平成27年3月17日に大津市と和解。

平成31年2月19日に大津地裁にて勝訴判決。そして本日で提訴してから丸8年という月日が経過しましたが、今回このように控訴審にていじめと自殺の相当因果関係を認める勝訴判決を勝ち取ることが出来ました。

まずはこれまで有り余るご支援いただきましたご支援者の方々、そしてなにより息子の事件の調査に協力して頂きました多くの当時中学校の同級生の方々。本当に感謝いたします。彼らによる学校アンケート調査の協力、その後の警察や第3者調査委員会での聞き取り調査に対する協力がなければここまで来ることはできませんでした。

そしてこの事件を報道し続けてくださったマスコミの方々。マスコミの方々の協力がなければここまで戦い続けること、そして「いじめ防止対策推進法」の成立はなかったと思います。本当にありがとうございました。家族一同改めてお礼申し上げます。

本日の判決につきましては、昨年2月の大津地裁の判決に続き、これまでの「いじめ訴訟」を大きく前進させるもので、画期的な司法判断だと思っております。

今回の判決文では

「本件各いじめ行為は、行われた期間が1か月程度と比較的短期間ではあるものの、(被害生徒を)負傷させるような暴力行為や極めて陰湿・悪質な嫌がらせ行為を含むものである上、上記の間、頻回にわたり行われたものであり、その態様、頻度等は、(被害生徒をして)自殺者に共通の心理とされる孤立感、無価値感を抱かせるとともに、控訴人らとの関係から離脱することが容易ではないとの無力感、閉塞感を抱かせるとともに、悪質・陰湿かつ執拗なものであったことに加え、その行為当時、いじめによりその被害者が自殺に至る可能性があることについて学術的にも一般的知見として確立し、いじめによる児童生徒の自殺に関連する報道等は決して珍しいものではなく、いじめによってその被害生徒が自殺することもあり得ることは社会一般に広く認知されており、行政の側でもその対策を模索し、平成25年にはいじめ防止対策推進法の成立にまで至っているという経緯をも併せ考慮すれば、本件各いじめ行為を受けた中学2年生の生徒が自殺に及ぶことは、本件各いじめ行為の当時、何ら意外なことではなく、むしろ、社会通念に照らしても、一般的にあり得ることというべきであり、(被害生徒の)自殺に係る損害は、本件各いじめ行為により通常生ずべき損害に当たるものといふことができ、控訴人らの本件各いじめ行為と(被害生徒の)自殺に係る損害との間には相当因果関係あるものと認められる。」と判断されました。

これはこれまでの「いじめ訴訟」を大きく前進させるもので、いじめと自殺の因果関係を民法416条第1項の「通常損害」の判断枠組みで認められたことは画期的な司法判断だと思っております。

いじめという加害行為は、被害児童生徒を自死に追い詰める危険な行為である。と明確にいじめと自殺の因果関係を認める旨判示しました。

これまで、いじめ自死をめぐる訴訟では、被害者が高裁で逆転敗訴するケースが多かった。しかし、今回の大阪高裁判決は、被害者に立ちふさがってきた大きな壁を突き崩すものであり、被害者救済の途を開く先駆的な判断であると高く評価したいと思います。

今回の高裁判決は「いじめを許さない」という司法の強いメッセージだと重く受け止めたと思います。

いじめの事実等についても、大阪高裁判決は、大枠で大津地裁の認定を基本的に維持するものであり、その点は評価したいと思います。

ただ、過失相殺が認められたことは遺憾であり、加害者の責任を曖昧にするものである。いじめを許さない、という司法のメッセージを、もっと明確に打ち出して欲しかったと思います。

いじめ行為がどれだけ危険な行為であり、いじめ行為がどれだけ人の心を傷つけ、蝕み、相手を自死にまで追い詰めてしまう危険な行為なのか
今回の控訴審判決でも、改めてそのことを司法は判断を下しました。

いじめ行為と自殺との間には因果関係がある。

いじめられた子供は死ぬほどつらく、耐えられなくなった子供は死ぬ方が楽だと自殺を選んでしまう！

学校や教育委員会の隠ぺい工作によって証拠資料を集めることが出来ない為にいじめ被害を証明出来ず、これまで多くの遺族が泣き寝入りをし、多くの子供たちが名誉を回復されないまま天国に行っても苦しんできました。

いじめ行為を行う加害生徒がのうのうと学校へ通い続け、被害児童が教育を受ける機会を奪われて不登校になる。

そんな被害児童やその保護者、ご遺族や若くして命を落とされた子供たちに、この判決結果をお届けしたいと思います。

これまでの多くの犠牲になられた子供たちの上にこの判決結果が出たのだと思っております。

この判決を学校や教育委員会、その他教育に係る教育従事者の方々は重く受け止め、直ちに目の前でいじめ被害に苦しんでいる子供を救い出してください。

今現在もいじめ行為を行っている子供たちは、今すぐにその卑劣で危険な行為をやめてください。いじめ行為は人を自殺に追い込む殺人行為です。

この事をマスコミの方々はこのことをしっかりと伝えてほしいと思います。

現在国会では「いじめ防止対策推進法」の改正に向けた動きが頓挫しております。

現行法がいじめで命を落とす子供達を救えていない状況の中、法改正は一刻の猶予も許されません。

今日も死の淵に立っている子供たちがいるのです。

今回の大津事件に対する司法判断を、立法府の議員の方々は真摯に向き合ってください、いじめ被害で自ら命を落としたり、学校に行けなくなる子供が一人もいなくなるよう、実効性のある法改正を早急に制定して頂きたい。

いじめと自殺の因果関係がはっきりと証明された以上、即刻危険ないじめ行為をやめさせる法律を被害児童に届けるのが立法府の使命のはずです。

これ以上法改正を遅らせることが無きよう、改めてこの場をお借りして立法府、全国会議員の方々に強く要望いたします。

今回の判決で有罪とされた加害生徒の方々には本判決を真摯に受け止め、8年4か月という時間が経過してしまいましたが、息子に対してしっかりと謝罪の気持ちを持っていただきたい。

そして猛省して頂いた上で、立派な社会人としてこれからの人生を歩んで行っていただきたいと思います。